

# 日本 DDS 学会会則

(平成元年 7 月 22 日改定、平成 2 年 7 月 14 日改定、平成 3 年 7 月 27 日改定、平成 7 年 7 月 7 日改定、平成 13 年 7 月 13 日改定、平成 16 年 7 月 16 日改定、平成 21 年 7 月 4 日改定、平成 24 年 7 月 5 日改定、平成 27 年 7 月 3 日改定、平成 27 年 11 月 1 日改定、平成 29 年 7 月 5 日改定、令和 6 年 7 月 11 日改定、

## 第一章 総 則

第1条 本会は日本 DDS 学会 (The Japan Society of Drug Delivery System) と称する。

第2条 本会の事務局は、「東京都文京区大塚 5-3-13-4F 一般社団法人 学会支援機構内」に置く。

## 第二章 目的および事業

第3条 本会は臨床応用を指向した薬物送達システム (DDS) の研究を推進し、その進歩発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 機関誌” Drug Delivery System” の発行
3. ”Journal of Controlled Release”を英文機関誌として認定
4. DDS 研究に関する国際交流
5. その他本会の目的達成に必要な事業

## 第三章 会員

第5条 本学会員は次のとおりとする。

1. 正会員 (一般会員および学生会員)
2. 賛助会員
3. 名誉会員

第6条 会員は機関誌の配布を受け、また学術集会および機関誌に業績を発表できる。

第7条 正会員は、本会の目的に賛同し、毎年年会費を支払う個人とし、一般会員と学生会員からなる。

第8条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するための所定の賛助会費を支払う団体または個人とする。賛助会員は別に定める規定に従い本会の事業を援助するものとする。

第9条 名誉会員は、DDS 研究の発展に特別の功績があった者で、評議員の推薦を受け、理事会で審議され評議員会で承認されたものとする。

第10条 会員は次の場合には会員および役員の資格を喪失する。

1. 退会の届出をしたとき
2. 会費を 2 年分以上滞納し、かつ催告に応じないとき
3. その他、本会則に違反し、あるいは本会の名誉および信用を著しく傷つけ、評議員会で除名の決議がなされたとき

#### 第四章 役員、評議員、幹事

第11条 本会には次の役員（理事、顧問、会長、次期会長、監事）、評議員、幹事を置く。

理 事	14名以内（理事長1名、副理事長1名、常務理事4名以内を含む）
顧 問	理事長経験者
会 長	1名
次期会長	1名
監 事	数名
評 議 員	会員数の10%前後
幹 事	数名

第12条 理事は評議員の互選により決定され、理事長および常務理事は理事の互選により決定される。副理事長は、必要と判断された場合に理事長が委嘱する。次期会長および次々期会長は、理事会で推薦し、評議員会にて承認を得、総会において決定される。監事は会員の中から理事長が委嘱する。評議員は理事会で推薦し、評議員会の承認を得て決定される。幹事は理事が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

第13条 理事は理事会を組織して本会に関する重要事項を協議し、会務を執行する。

第14条 理事長は本会の代表として会務を総括し、理事会、評議員会および総会において議長を務める。

第15条 副理事長は理事長の会務を補佐する。

第16条 常務理事は常務（庶務、財務、編集および国際）をそれぞれ分担して掌理し、理事長を補佐する。

第17条 顧問は理事会に出席し、諮問に応じて助言する。

第18条 会長は学術集会を主宰する。また会長はその任期中理事を兼務する。

第19条 監事は、理事の職務の執行および会計を監査する。また理事会に出席して意見を述べることができる。

第20条 評議員は評議員会を組織し、理事長の諮問に応じ本会運営上の重要事項を審議する。

第21条 幹事は理事長および常務理事の要請に応じ、理事会の会務を補佐する。

第22条 理事、顧問、監事、評議員、および幹事の任期は、学術集会終了日の翌日から次年度学術集会終了日までを単位とし3年とする。会長の任期は前任者の主宰する学術集会終了日の翌日から自らの主宰する学術集会終了日までの1年とする。理事、顧問、監事、評議員、幹事の再任は妨げないが、理事長の連続して3期の再任は認められない。役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第23条 役員に欠員を生じた場合は、理事会が必要に応じて役員を補充することができる。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第24条 本学会の業務を処理するため、必要な職員を置くことができる。職員は理事が任免し、有給とする。

## 第五章 会 議

第25条 学術集会は毎年1回会長が主催して開催される。総会、評議員会は毎年1回理事長が招集して開催されるが、理事会が必要と認めたときは理事長は臨時にこれを招集しなければならない。理事会は必要に応じて理事長が招集する。理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席（委任状を有効とする）をもって成立し、出席理事の過半数をもって決議する。

第26条 評議員会は評議員現在数の2分の1以上の出席（委任状を有効とする）をもって成立し、出席評議員の過半数をもって決議する。総会は正会員現在数の10分の1以上の出席（委任状を有効とする）をもって成立し、出席正会員数の過半数をもって決議する。

第27条 理事会は、次の事項を評議員会に諮り、総会においてその承認を得なければならない。

1. 次々期会長の選出
2. 事業報告および収支決算
3. 事業計画および収支予算
4. 会則の変更
5. その他理事会または評議員会で必要と認められた事項

第28条 理事長は、必要に応じ評議員会の承認を得て委員会を設けることができる。

## 第六章 編集委員会

第29条 本会は編集委員会を設け、「Drug Delivery System」などの編集に関する協議を行う。

第30条 編集委員会は、編集委員（編集委員長含む）、および編集幹事で構成され、理事会での承認を得て決定される。

第31条 編集委員および編集幹事の任期は、学術集会終了日の翌日から次年度学術集会終了日までを単位とし3年とする。

## 第七章 会 計

第32条 本会の経費は会費、補助金および寄付金をもって支弁する。

第33条 本会の会計年度は毎年3月1日に始まり、2月末日に終わる。

### 附 則

1. 本会の会則を変更するには、理事会、評議員会および総会の承認を得なければならない。
2. 本会則は昭和63年7月15日より施行する。

## 日本 DDS 学会会員規定

本会会員は、正会員（一般会員および学生会員）、賛助会員、および名誉会員よりなる。

### ①正会員

第1条 正会員は一般会員と学生会員よりなる。

年会費は、一般会員 10,000 円、学生会員 5,000 円とする。

第2条 正会員は、本会の目的に賛同し、毎年年会費を支払う個人とする。学生会員は、学部、修士課程、博士課程に在籍するものとし、留学生を含む。

第3条 正会員として本会に入会を希望するものは、所定の手続きを経、年会費を添え事務局に申し込むものとする。学生会員は、学生であることを証する書類（学生証写し等）を添付することにより、年会費の所定の減額を受けることができる。

### ②賛助会員

第1条 賛助会員は、日本 DDS 学会の目的に賛同し、1 口 10 万円を、原則として 3 口以上納入する団体または個人とする。

第2条 賛助会員は、以下の特典を有する。

1. 本学会の主宰する学術集会への 1 口につき 1 名の無料参加
2. 毎号 1 冊、機関誌“Drug Delivery System”の配布
3. 3 年継続した賛助会員からは 1 名の評議員を登録できる。

第3条 理事長は、会員の中から監事を委嘱できる。

第4条 監事の任期は、学術集会終了日の翌日から次年度学術集会終了日までを単位とし 3 年とする。但し再任は妨げない。

第5条 監事は、理事会の要請に応じ意見を述べることができる。

### ③名誉会員

第1条 名誉会員（名誉理事長、名誉理事含む）は会則第 9 条に則り、理事長歴任者、理事歴任者、および DDS 研究に多大な貢献があった者で、評議員の推薦を受け、理事会で審議され評議員会で承認されたものとする。推薦時期は理事長歴任者、理事歴任者に関しては退任後とする。

第2条 名誉会員（名誉理事長、名誉理事含む）は、年会費は免除される。また理事長の要請に応じ、評議員会、理事会に出席して協議事項、会務について意見を述べることができるが、議決権はない。